

宮代町まちづくり基本条例 ってなあに？

みなさん、「宮代町まちづくり基本条例」という言葉はご存知ですか？？町では平成20年度からこの条例を施行し、まちづくりの中で、さまざまな取組を行っています。



まちづくり基本条例とは

「より良い宮代町を実現するために、みんなが守らなければならないルール・きまり」です。

まちづくりで「最も重要な条例」と位置付けられていて、「宮代町の憲法」と言えるものです。



まちづくりは誰が行うの

まちづくりは、町に住み、活動するすべての人の意思によって行わなければなりません。

そのためには、自助と共助による市民自治の考え方を基本理念として共有し、「市民」が自らできることは自ら行い、また、互いに協力し合いながら、身近な問題の解決に当たっていく必要があります。

そして、「議会」と「行政」には、こうした「市民」の意思と行動を尊重しながら、その信託された役割に責任を持って応えていくことが求められます。



条例の基本的な考え方と原則

まちづくり基本条例は、市民自治の基本理念のもと、宮代町における自治の基本原則を明らかにするとともに、「市民」「議会」「行政」の役割等を定めることにより、自律した地域社会を実現することを目的としています。

【自治の基本原則】

- 協働**：市民、議会、行政が、それぞれの立場や役割を自覚し、互いを尊重し、協力し合いながら、行動すること
- 情報共有**：市民、議会、行政が、まちづくりに関する情報を共有すること

市民

自分たちのまちのことを自ら考え行動します

《例》投票・納税・審議会やワークショップへの参加
イベントへの参加 など

市民参加条例



それぞれの
権利と責務

議会

議会基本条例

市民の意見を求め、
開かれた議会にします

《例》政策の意思決定・議会だよりの発行
議員活動・議会懇談会 など

行政

説明責任と情報共有に努め、市民
参加によるまちづくりを進めます

《例》総合計画・財政運営
危機管理・協働イベントの開催 など

私たちのまわりでは、支え合いや環境保全、コミュニティづくりなど、市民の皆さんによる様々なまちづくり活動が行われています。こうした活動は住み良いまちをつくりあげていくことにつながっています。身の回りのこと、地域のこと、そして町全体のこと、私たちにできることはたくさんあります。できることから始めましょう！



わかりやすい
解説書を掲載

市民

投票

将来の宮代町を考え、公共的な視点を持って町長選挙や議員選挙に投票することはまちづくりへの参加の第一歩です。



納税



法令等に規定された義務を守ることは市民の役割の1つです。そのため、納税も立派なまちづくりの1つです。

審議会やワークショップへの参加

町では数々の審議会やワークショップが開催されています。これらへの参加は市民の意見を直接届ける大切な機会です。



イベントへの参加

町内では様々なイベントが開催されていますが、そのイベントに参加することもまちづくりの1つです。



財政運営

健全な財政運営はもちろん、財政状況の公表やわかりやすい予算の公表など、透明性の確保に努めています。



危機管理

市民の生命・身体・財産を守るため、地域防災計画を策定したり、町内の民間業者等と災害時の協定を締結したりしています。



議会

政策の意思決定

予算や計画、条例など町の重要事項を審議し、住民の代表として「意思決定」＝「議決」します。



議会だよりの発行

議会での審議結果や町議会としての取組を市民に広く周知するため、議会だよりを発行しています。



議員活動

住民の代表者として公正かつ誠実に職務を遂行するため、政策の研究活動や先進事例の視察など、自己研鑽に努めています。



議会懇談会

広く市民の意見を聴くため、議会懇談会を開催し、市民と直接意見交換できる機会を設けています。



行政

総合計画

計画的なまちづくりを進める上での最上位の計画です。宮代町では令和3年4月から10年間の第5次総合計画がスタートしました。



協働イベントの開催

民間企業や大学、小中学校や市民の皆さんと協働し、様々なイベントを開催しています。

